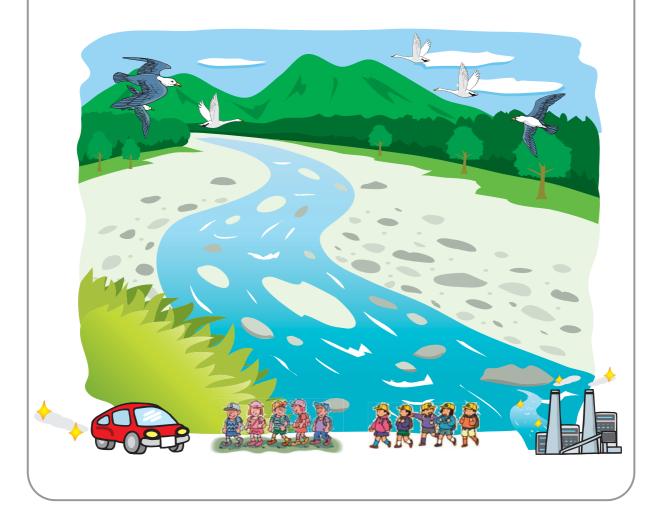
2. 安全で安心できる生活環境の保全

基本目標「安全で安心できる生活環境の保全」を実現するために、基本施策「水環境等の保 全」等を実施することで、本県の環境は以下の将来像(平成 32 年)のような社会となることが 期待されます。

『安全で安心できる生活環境の保全』により目指す将来像

本県には、水質日本一となったことのある高津川や、ラムサール条約に登録され多くの水鳥 が飛来する宍道湖・中海などの豊かな水系があります。家庭や事業所での環境保全の取組等に より河川や湖沼、海などの水環境は概ね良好に保たれています。

クリーンエネルギー自動車の大幅な普及や環境にやさしいエネルギーの利用などにより大 気環境は良好に保たれています。化学物質の適正な利用を全ての事業者が心がけており、日常 生活がこれらの危険にさらされることはなく、安全で安心できる生活環境の中でみんながいき いきと暮らしています。



2-1.水環境等の保全

現況と課題

(水環境)

本県の河川や湖沼、海域は、多様な水辺環境を形成し、地域住民に潤いと安らぎを提供して いますが、生活排水等による汚濁負荷の流入、過疎化や高齢化の進行などにより、森林・農地 等の公益的機能の維持が困難になるなど、水環境への影響が懸念されています。

河川や海域では、生活排水対策や工場・事業場対策等により近年改善傾向にあり、ほとんどの水域では環境基準を達成していますが、湖沼では各種対策にもかかわらず環境基準が達成されていません。

水環境指針等を策定した水域にあってはこれらに基づいた対策を引き続き推進するととも に、住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策を支援するなど、県民参加による水環境保全 対策を推進します。

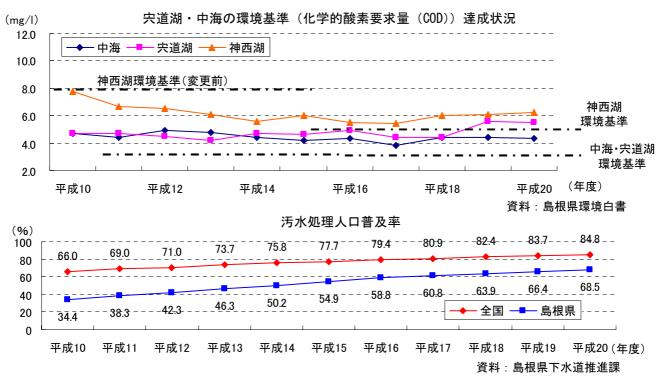
また、宍道湖・中海については、湖沼のあるべき姿を示した長期ビジョンをめざして、湖沼 水質保全計画の着実な推進を図るとともに、ラムサール条約湿地として、県民、NPO等、関係 市町等との連携と協働により一層の水環境保全の推進に努めます。

(土壤環境)

土壌は、水・大気とともに環境の重要な構成要素であり、物質循環の要として重要な役割を 担っています。

本県においては、過去に問題となった休廃止鉱山に係る農用地の土壌環境の監視を継続していますが、現状では問題のない状況です。

今後も、平成 22 年に改正された「土壌汚染対策法」の適正な運用及び地下水汚染対策等に より健全な土壌環境の保全に努めます。



施策目標

きよらかで豊かな水環境及び安全で安心して暮らせる土壌環境を確保します

県の施策展開

【重点施策】 2-1-1	. 流域単位での総合的な水環境保全対策の推進
○河川、海域等の水	・流域水環境指針等に基づく総合的な流域管理の推進
環境保全対策の推進	環境基準の達成率の維持及び向上を図るため、同一水系における水の多面
	的利用の状況や水質の状況、施策展開の方向など水環境に関する情報を網羅
	した水環境指針などに基づき国や市町村、住民などの各主体と一体となっ
	て、地域の特性に応じた水環境づくりを総合的に推進します。
	・生活排水対策の推進
	公共用水域における水質汚濁の大きな原因となっている生活排水につい
	て、市町村が行う施策の総合調整や支援に努めるとともに、NPO 等とも連携
	し、家庭や地域での普及啓発を推進します。
	・汚水処理施設の整備促進
	県と市町村が一体となって、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排
	水施設などの整備を推進し、清潔で快適な生活環境の実現を目指すととも
	に、公共用水域の水質保全を図ります。
	・浄化槽の整備促進と適正管理
	公共下水道等による集合処理が困難な地域においては、合併処理浄化槽の
	整備を促進します。また、関係団体と連携し、浄化槽の適正管理についての
	普及啓発に努めます。
	・森林・農地の保全
	森林・農地の公益的機能の維持・保全などにより、水環境の保全を図ります。
	<u>・親しみのもてる水辺の保全と創出</u>
	河川や海岸の整備に際しては、生物の生息環境、景観形成等に配慮しなが
	ら、地域の特性に応じて、多自然型や親しめる護岸づくり等により親水性を
	確保するなど、潤いのある水辺空間の形成を図るとともに、漁港・港湾景観
	の保全や美しい水辺の維持・保全に努めます。
	・海域の水環境の保全
	日本海沿岸海域の豊かな水環境を守るとともに、重油等による海洋汚染に
	ついては国等関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。
	・水道原水の水質保全の推進
	安全で良質な水道水源を将来にわたって持続的に確保するため、下水道等
	の生活排水対策の促進を図るとともに、水源かん養・地下水かん養*などの公
	益的機能を有する森林・農地を県民の貴重な財産として保全します。また、
	必要に応じ、ダム湖について水道利水に配慮した環境基準の設定を行います。
	・水質事故対策の推進
	化学物質の河川への流出によって発生する水質事故に対して、被害の拡大を
	回避するために汚濁物質の流下防止措置・回収作業等の緊急かつ的確な対応
	を行うとともに、緊急時の情報及び連絡、水質監視体制の強化を図っていき
	t,

○宍道湖・中海の水質保	・宍道湖・中海湖沼水質保全計画の策定と推進
全対策の推進	宍道湖・中海の水質保全を総合的に図るため、「湖沼水質保全特別措
	置法」に基づき策定した「湖沼水質保全計画」を着実に推進します。
	・宍道湖・中海流域の汚水処理施設の整備
	公共下水道、農業集落排水施設等の整備及び普及を図るとともに、処
	理場で安定的に高度処理を行うことにより、富栄養化**対策としての窒
	素・燐削減対策を進めます。また、合併処理浄化槽についても窒素・燐
	の除去機能を有する高度処理型浄化槽の整備を促進します。
	・湖内浄化対策の推進
	ヨシ原*、浅場、藻場の造成や覆砂など効果的な水質浄化対策につい
	て、関係機関の協力を得ながら計画的に進めます。
	・工場・事業場・畜産施設等の汚濁負荷削減対策の推進
	工場・事業場・畜産施設等の各種汚濁源に対して、負荷削減が進むよ
	うきめ細かな指導を行うとともに、必要に応じ規制を強化します。
	・流出水対策の推進
	農地、市街地などの非特定汚染源からの汚濁負荷について、流出水対
	策地区を設定して対策を進めます。
	・住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進
	地域住民と行政の協働による湖沼環境保全活動を推進するため、NPO
	等による住民活動の支援を図ります。
	 ・地域住民による環境モニタリングの推進
	地域住民の協力を得て、五感による湖沼環境の調査や子どもたちによ
	る流入河川の調査を実施します。
	<u>・調査研究の推進</u>
	宍道湖・中海の水質保全を効率的に進めるため、必要な研究テーマに
	ついて関係研究機関と連携し計画的に調査研究を進めます。
	<u>・鳥取県等との共同組織による水質改善の推進</u>
	中海の一層の水質改善を図るため、水質モニタリング結果の分析や水
	質改善方策等の検討を鳥取県及び関係市町と共同で実施します。
○神西湖の水質保全対策	・総合的な水環境保全の推進
の推進	神西湖の水質保全を図るため、県と出雲市が策定した「神西湖水環境
	保全指針」により、総合的な水環境保全に取り組みます。
	・湖内浄化対策の推進
	ヨシ帯の造成や覆砂など効果的な水質浄化対策について、関係機関の
	協力を得ながら実施に努めます。
	・汽水環境の保全
	百然宣がな生態末を維持するにめ、関係機関の協力を得なから塩分儀 度の観測や塩分調整堰の適正管理により、汽水環境の保全に努めます。
	及の観測や塩分調整機の適正管理により、八水環境の株主に労めます。 島根県を代表する水環境の例



2-1-2. 住民・事業者が自ら実施する水環境保全対策の推進

水環境は地域での水利用や歴史・文化等に深く関わっていることから、地域の住民、事業者 が自ら水環境の保全に関する目標を定め、自ら取り組むことができるよう、情報提供や活動の 場を提供するよう努めます。

2-1-3. 工場・事業場排水対策の推進

〇工場・事業場の排水対	「水質汚濁防止法」や「島根県公害防止条例」等に基づき、工場や事
策の推進	業場等からの排水の規制・指導を実施するとともに、規制対象外の小規
	模工場や事業場からの排水についても、その実態把握と併せて排水指導
	等を進めます。
○ゴルフ場における水質	ゴルフ場で使用される農薬等による水質汚濁を防止するため、定期的
汚濁防止の推進	に水質調査を実施し、適切な指導を行います。
	<u>\</u>

2-1-4. 土壌汚染対策の推進

○有害物質による土壌汚	事業活動に伴う有害物質の排出による土壌汚染や地下水汚染を未然
染対策	に防止するとともに、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染が確認された場
	合は、汚染土壌の改善対策の指導等を行います。
○農用地の土壌汚染対策	「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、土壌汚染対策
	地域調査等を実施し再汚染の監視を行います。

2-1-5. 地下水汚染対策の推進

土壌汚染と密接に関係する地下水の汚染状況を把握するため、地下水の調査を進め必要に応 じて対策を講じます。

また、水質汚濁防止法に基づき工場等からの排水の指導を実施することにより、地下水汚染 等の未然防止を図ります。

T==+本	+-	- 335
環境	相	宗

項目	単位	3	現況		目標
BOD [※] 及び COD [※] に係る環境基準の達成率(河川、 湖沼、海域)	%	H20	85.3	H32	85.3
健康項目*に関わる環境基準の達成率	%	H20	100	H32	100
海水浴場の水質状況(AA(特に良好)及び A(良好)の 箇所数)〔県内対象箇所数 31〕	箇所	H20	31	H32	31
汚水処理人口普及率	%	H21	70.4	H30*	概ね8割*
地下水に係る環境基準の超過率	%	H20	0.0	H32	0.0
宍道湖・中海 COD についての生活系負荷	Kg/日	H20	1,649.9	H32	1,317.0
宍道湖・中海に流入する河川流域の小中学生による 河川調査参加校	校	H21	49	H32	50

私たちに	できるこ	٤
県	民	 油は流さず工夫して使い切る、米のとぎ汁の肥料などとしての利用、自然環境 にやさしい洗剤の使用など家庭でできる生活排水の対策の実行 汚水処理施設への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換な ど、適正な生活排水処理への協力。設置した浄化槽の適正な維持管理 節水の励行 雨水の地下浸透など地下水涵養への協力 身近な河川・湖沼等の美化などの環境保全活動への参加 庭や家庭菜園、畑等での肥料の過剰使用抑制 など
NP	O等	 ・より多くの周辺住民が参加できる河川・湖沼等の美化などの環境保全活動実施 ・水環境を島根県が誇る財産として守り、育て、活用するための取組の積極的な企画・実施 ・肥料の適正使用を呼びかけるとともに、地域住民等と連携し、遊休地等を活用した環境にやさしい農産物の栽培等実施など
事	業者	 「水質汚濁防止法」等に定める基準を遵守し、水質汚濁物質の定期監視、排出削減の実施 法・条例及び「公害防止協定」の遵守 浄化槽の適正な維持管理 節水の励行 事業活動の中で、可能な限り下水処理水などの雑用水を利用 土壤汚染の未然防止のため、原材料や廃棄物を適正に管理 有害物質使用施設においては敷地内の土壌汚染状況調査を行い、有害物質による土壌、地下水汚染があった場合には健康被害の防止措置を速やかに実施 肥効調整型肥料、有機質肥料の施用や土壌診断等に基づく減肥など、環境保全型農業を行うなど
	「政 が市町村)	 下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備による、汚水処理人口 普及率の向上 「公害防止協定」に基づく、事業者への汚染物質の排出抑制徹底 エコファーマーの育成推進、エコロジー農産物推奨制度の普及促進 島根県が誇る水環境の大切さを環境学習を通じて子どもたちに伝える 住民や事業者、NPO 等の水環境や土壌環境を守る取組が促進されるよう、情報提供や活動の場を提供し支援 など
T	「町村	 ・県と連携し、地域固有の水環境に関する水質監視の実施 ・河川の上流・下流に位置する市町村等と連携した、総合的な水環境対策推進 ・ゴルフ場や田畑等における農薬使用の削減の普及 など
	県	 ・ 宍道湖・中海の汚濁メカニズムを解明し、早期の水質環境改善実現 ・ 浄化槽の維持管理に関する指導徹底 ・ 市町村に対する水質改善等の技術的指導や財政的支援 ・ 水系全体を見渡した総合的な水環境づくりを国や市町村、県民等と連携しながら推進 ・ 日本海沿岸の水環境を保全するとともに、海洋汚染があった場合には国等との連携のもと速やかに対応 など

2-2.大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策

現況と課題

(大気)

工場・事業場からのばい煙*や自動車排出ガス等により大気環境への影響が懸念されるため、 一般大気環境の常時監視や工場・事業場に対する監視・指導の徹底を図っており、本県の大気 環境は概ね良好な状態を保っています。

しかし、近年、自動車保有台数の増加による排出ガスや大陸からの大気汚染物質による影響 も懸念されています。

今後も、工場・事業場に対する一層の指導の徹底を図るとともに、一般大気環境測定情報を 広く県民に提供します。

さらに、大気汚染防止、地球温暖化防止の観点から、自家用車から公共交通機関への一層の 利用転換を推進するとともに、都市部に比べて公共交通網が未発達である本県においては、特 に低公害車の普及やエコドライブの促進、渋滞緩和のための道路整備等を図る必要があります。

また、社会問題化したアスベスト*による被害を防止するため、大気汚染防止法に基づく届 出の徹底等の対策を推進します。

(騒音・振動・悪臭)

騒音・振動・悪臭は感覚公害として、日常生活と密接な関係があり、県民からの苦情件数は 全体の約 15%(平成 21 年度)を占めています。

騒音・振動の発生源は、工場・事業場や特定の建設作業、主要な交通機関によるものであり、 悪臭については、特定の製造業等の事業場によるものであることから、それぞれの対策が重要 です。

このため、市町村と連携を図りながら、環境基準監視や発生源対策、公害苦情処理への対応 を進めるとともに、事業者や住民に対する啓発・指導を強化します。

		-
環境基準項目	島根県	全国
光化学オキシダント※	0.0%	0.2%
窒素酸化物※	100.0%	98.7%
浮遊粒子状物質※	88.9%	89.3%
二酸化硫黄※	100.0%	99.8%
一酸化炭素※	100.0%	100.0%

大気の環境基準達成状況

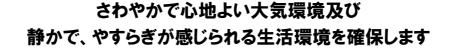
自動車騒音の環境基準達成状況

環境基準項目	島根県	全国
自動車騒音	98.8%	88.0%

資料:島根県環境白書

注)島根県は平成20年度、全国は 平成19年度実績 それぞれ、全環境基準測定地点に 占める環境基準達成地点の割合

施策目標



県の施策展開

2-2-1. 工場・事業場対策の推進

○固定発生源対策の推進	「大気汚染防止法」及び「島根県公害防止条例」に基づくばい煙発生
	施設、粉じん*発生施設等における排出基準の監視・指導を実施すると
	ともに、大気汚染物質の排出の少ない燃料や機器の利用促進、施設の適
	正な維持管理の徹底など必要な排出抑制指導を行い、大気汚染の防止を
	図ります。
〇火力発電所周辺環境対	中国電力株式会社三隅発電所からの環境影響について、大気環境監視
策の推進	テレメーターシステム等で監視するとともに、「三隅発電所周辺環境対
	策連絡協議会」により周辺地域住民へ環境情報提供を行います。
〇有害大気汚染物質対策	人の健康に有害な影響を及ぼすダイオキシン類*などの有害大気汚染
の推進	物質について、大気中濃度の監視を実施するとともに、工場・事業場な
	どの発生源に対する指導を徹底します。

2-2-2. 自動車排出ガス対策の推進

○低公害車等の普及促進	大気汚染物質の排出の抑制はもとより、地球温暖化防止の観点から
	も、低公害車、低燃費車の導入を促進します。
○エコドライブ運動の推	急発進、急加速を避け、駐停車時にはアイドリングストップ*を行う
進	など環境に配慮した運転運動であるエコドライブ運動を展開するとと
	もに、自転車利用などの啓発活動を推進します。
○公共交通機関の利用促	改正省エネ法において、事業者に、通勤における自家用自動車対策と
進	して、公共交通機関の利用推進等の努力義務規定が設けられたことか
	ら、ノーマイカーデーへの参加やパークアンドライド**の利用拡大及び
	運行ダイヤ・路線の改善等により、バス・鉄道等公共交通機関の利用促
	進を図ります。
○交通渋滞対策の推進	平成 17 年に国と共同で策定した「CO ₂ 削減アクションプログラム」等
	に基づき、山陰道等の整備、交差点の改良、交通信号機及び交通管制シ
	ステムの高度化を推進するとともに、交通情報の提供による交通の分
	散、円滑化を図り、都市及びその周辺地域や幹線道路における交通渋滞
	を緩和・解消し、自動車排出ガスの低減を図ります。
○物流対策の推進	高速道路ネットワークの構築、並びに物流拠点の整備や共同輸配送の
	促進等により物流の効率化を推進し、交通流の改善を図ります。

2-2-3. アスベスト対策の推進

○アスベスト飛散防止対	建築物等の解体、補修作業時におけるアスベストの大気環境中への飛
策の推進	散防止を図るために、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業の監
	視・指導に努めます。
○アスベスト被害未然防	住民のアスベストに対する健康不安等にきめ細かく対応するために
止のための総合的な対策	相談に応じるとともに、アスベストの適正な除去処理等について、啓発
の推進	及び指導を強化します。

2-2-4. 騒音・振動防止対策の推進

○法令に基づく適切な地	騒音の環境基準及び騒音・振動の規制地域については、土地利用状況の
域指定	実態に合わせて地域指定の見直しを行うとともに、未指定地域について
	も、実態を把握した上で適切な地域指定に努めます。
○監視体制の充実	「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」及び「航空機騒音調査要領」に基
	づき道路騒音・航空機騒音の実態を把握するとともに、特定事業場に係
	る騒音・振動については、市町村の監視体制への支援を行います。

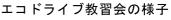
2-2-5. 悪臭防止対策の推進

○法令に基づく適切な規	悪臭規制地域については、土地利用の状況の実態に合わせて規制地域
制地域の指定	の見直しを行うとともに、未指定地域については、実態を把握した上で
	適切な地域指定に努めます。
○事業者、住民に対する	悪臭により、良好な生活環境を妨げられることのないように、事業者
指導と啓発	への指導・啓発を徹底するとともに、家庭生活からの悪臭についても、
	啓発を進めます。
○悪臭監視・測定体制の	事業場等から発生する悪臭に対応するため、市町村の監視体制への支
充実	援を行います。

環境指標

項目		現況		目標	
環境基準達成率(二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子 状物質、二酸化窒素)	%	H20	100	毎年度	100
クリーンエネルギー自動車の登録台数/総登録台数	%	H21	1.9	H32	16.0
自動車騒音に係る環境基準の達成率	%	H21	98.8	H32	100
道路交通振動に係る要請限度適合率	%	H19	100	H32	100
自転車道整備	km	H21	46.5	H32	49.9

大気環境測定局





私たちにできるこ	۲ ۲
県民	 ・野外焼却しない、家庭におけるペットの鳴き声や楽器の音などが近隣への騒音とならないよう配慮するなど、身近な取組の確実な実践 ・できる限り公共交通機関を利用し、マイカーの使用を抑制 ・マイカーを使用する際には、エコドライブを励行 ・低公害車や低燃費車の購入 など
NPO 等	 ・ 公共交通機関の利用やエコドライブの普及啓発などを目指す取組を積極的に 企画・立案し、多くの県民等の参加呼びかけなど
事業者	 「大気汚染防止法」や「島根県公害防止条例」等に基づき、大気汚染物質の 排出基準を遵守し、排出量の削減に努めるとともに、環境にやさしい燃料や機 器を積極的に導入 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」等を遵守し、騒音・振動・悪臭 の発生をできる限り防止 通勤時のマイカー、出張時の社用車など車の使用をできるだけ控え、公共交 通機関の利用を励行 エコドライブに関する社内研修などを行い、確実に実践 低公害車や低燃費車の導入 地産地消やモーダルシフト^{**}を推進し、輸送による大気環境への影響を低減 など
行政 (県及び市町村)	 「大気汚染防止法」や「公害防止協定」に基づき、大気汚染物質の排出基準 の遵守、騒音・振動・悪臭対策の指導徹底 大気環境に関する調査測定結果等関連情報を収集し、ホームページなどを通 じて情報提供 特に人体に悪影響を及ぼすアスベストやダイオキシン類などについては、事 業者への指導を徹底するとともに、基礎知識や取り扱いなどについて情報提 供実施 公共交通機関を利用した通勤形態への転換の率先実施 低公害車、低燃費車を率先して導入 道路管理者として計画的な道路整備を行うことによる、渋滞緩和を通じた排出 ガス削減 など
市町村	 地域内での大気汚染や騒音・振動・悪臭に関する情報収集に努め、問題が発生している場合には、島根県等と連携して迅速に対処 住民から寄せられる大気汚染や騒音・振動・悪臭に関する意見や要望等への適正な対処 住民に対し、エアコン、ピアノ、ペットの鳴き声など、近隣への騒音に配慮するよう呼びかけ エコドライブの実践、公共交通機関の利用促進呼びかけ 住民が一体となって取り組むことができるノーマイカーウィークの設定や、自転車利用を促進するための補助・支援制度導入などを積極的に実施 地域内の公共交通網の整備に取り組み、自動車車利用の抑制、公共交通機関の利用促進により自動車からの排気ガスを削減など
県	 ・ 一般大気環境測定局・自動車がらの休気が久を削減すなど ・ 一般大気環境測定局・自動車排出ガス測定局における大気環境の常時監視 により大気汚染の状況を的確に把握し、市町村や県民へ情報提供 ・ 三隅火力発電所周辺の大気環境監視により環境への影響を把握し、市町村 や周辺住民へ情報提供 ・ 自動車交通騒音、航空機騒音等について測定等を行い、必要に応じて環境 基準の地域類型の追加指定、公安委員会への要請等の対応を実施 ・ 光化学オキシダント濃度の上昇により人の健康や生活環境に被害が生じる恐れのある場合は注意報等を発令するなど被害防止策の実施 ・ 「騒音規制法」や「振動規制法」等に基づく地域指定や規制基準の設定 ・ 広域的な公共交通網の整備に取り組み、自動車車利用の抑制、公共交通機 関の利用促進により自動車からの排気ガスを削減など

2-3.化学物質の環境リスク対策

現況と課題

今日の社会では、様々な化学物質が製造、使用されており、事業活動においても、また日常 生活においても、化学物質との関わりが避けられない状況にあるため、身の回りの化学物質に ついて正しく理解して付き合うことが大切です。

このため、国において個別の化学物質の有害性の評価が進められるとともに、化学物質の流 通の際にその情報が伝えられる制度(MSDS 制度)や、事業者が排出・移動した化学物質の量を 届け出るとともに、その集計データを国及び都道府県が公表する制度(PRTR 制度)が整えられ ています。

私たちの住む地域において、どんな物質がどれだけ環境へ排出されているのかという情報は、 人の健康や環境への影響を把握する上で重要であるとともに、それらの化学物質を取り扱う事 業者が自主管理を行うためにも有用であり、情報の収集と公表が必要です。

環境基準項目	島根県	全国
大気	100.0%	100.0%
公共用水域水質	100.0%	97.5%
公共用水域底質	100.0%	99.5%
地下水質	100.0%	99.7%
土壌	100.0%	100.0%

ダイオキシン類濃度の環境基準達成状況

資料:島根県環境白書

注)島根県は平成20年度、全国は平成19年度実績 それぞれ、全環境基準測定地点に占める環境基準 達成地点の割合

施策目標

化学物質による環境汚染を未然に防止し、 安全で安心して暮らせる環境を確保します

県の施策展開

2-3-1. 化学物質の適正管理

〇化学物質環境リスク低	有害性が指摘されている化学物質の使用量及び排出量等を把握、公表
減対策の推進	するとともに、国等と連携を図りながら、事業者への排出抑制指導、県
	民への化学物質の毒性や取り扱い等についての情報提供、事業者と県民
	のリスクコミュニケーション(環境リスク*に関する情報の共有及び相
	互理解)の促進及び化学物質の環境中濃度の監視を行います。
	また、ポリ塩化ビフェニル(PCB)*が使用され、または混入している
	製品等の廃棄物(PCB 廃棄物)の適正、確実な処分を推進します。
○農薬の適正使用の推進	農薬の使用者及び販売者に対して、農薬の適正使用及び適正管理に関
	する情報の提供、研修会の開催等を行うとともに、農薬の取り扱いにつ
	いて指導的役割を担う者を農薬管理指導士として認定し、農薬の安全か
	つ適正な使用・管理の徹底を図ります。

また、農薬だけに頼ることなく、様々な防除技術を適切に組み合わせ
ることで、環境負荷を低減しつつ、病害虫の発生を経済的被害が生じる
レベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理(IPM)への転換を推進
します。

2-3-2. ダイオキシン類対策

○ダイオキシン類対策の	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、県内の環境中の汚染状				
推進	況を把握するため、計画的な常時監視を実施します。				
	また、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の特定施設に				
	しては、立入検査等により排出基準の遵守を指導し、排出量の抑制を図				
	ります。				

環境指標

項目		現況		目標	
OPCB 廃棄物の保管事業場数	事業場	H21	453	H28*	0*
〇ダイオキシン類の環境基準達成率	%	H21	100	H32	100

私たちにできること

県民	・ 化学物質に関する情報を収集し、取り扱いや毒性等の理解の深化	
	・ ダイオキシン類発生防止のため、廃棄物の野外焼却をしない など	
	・ PRTR制度に基づいた、対象物質の環境への排出量把握・届出を確実に実施	
	するとともに、環境への影響低減実施	
	 農薬の適正な保管と最小限の使用 	
* ***	・ 保管している PCB 廃棄物の確実な処分	
事業者	・ 廃棄物焼却炉等の特定施設設置者は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に	
	基づき、ダイオキシン類の排出の状況を定期的に測定するととも、排出削減の	
	実施	
	・ 周辺住民とのリスクコミュニケーションの積極的実施 など	
	・ 化学物質に関する取り扱いや毒性などの情報提供	
行政		
	・農薬使用者等への、農薬の適正使用に関する普及啓発	
(県及び市町村)	・化学物質の適正管理に関する事業者への指導	
	・ 環境中のダイオキシン類濃度監視 など	
市町村	・ 野外焼却の防止や農薬の適正使用などの呼びかけ	
(一部事務組	・ 管理する一般廃棄物処理施設等からのダイオキシン類の排出削減 など	
合を含む)		
	・ PRTR制度で得られたデータを、県民に公表	
	 事業者に対し、化学物質の排出抑制対策の実施、管理体制の構築及び周辺 	
	住民とのリスクコミュニケーションの実施などの指導	
	 化学物質による汚染が発見された場合には、排出者、市町村、保健所等と連 	
県	携し、迅速な対策及び再汚染防止策を実施	
	・ ダイオキシン類の発生源となる特定施設への立ち入り検査によりダイオキシン	
	類の排出量の測定を行うとともに、排出削減についての指導	
	・ 化学物質について、国等と協力した新たな知見の収集や調査研究の実施 など	

2-4.原子力発電所周辺環境安全対策の推進

現況と課題

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保に万全を期すため、松江市とともに中国電力(株) との間で締結した安全協定に基づき、環境放射線、温排水調査を実施するほか、発電所の運転 状況の把握等に努めるとともに、広報誌、環境放射線情報システムの活用等により公表、周知 を行い、県民の原子力に対する理解を深めるなど、その適切な運用に努めます。

さらに、国、松江市、中国電力(株)、警察や消防等関係機関と連携し、原子力災害を想定 した防災体制の充実に努めます。

施策目標

原子力発電所周辺地域住民の健康と安全を確保するための連携を深めます

県の施策展開

2-4-1.安全協定の厳格な運用

○安全協定の厳格な運用	「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」の厳格
	な運用を行うことにより、発電所の運転状況を把握し、安全運転されて
	いることを確認するとともに、異常時には迅速な状況把握を行い、必要
	があると認める場合には事業者に対して適切な措置を求めるなど、周辺
	地域住民の安全確保を図ります。
○原子力発電所周辺環境	原子力発電所周辺地域等を対象に空間放射線をはじめ、各種の環境試
放射線等測定調査の実施	料中の放射能を測定し、発電所の周辺環境への影響を調査します。
	また、発電所から放出される温排水について、水温や水色を継続して
	測定し、拡散状況の調査を行います。
〇島根県原子力発電所周	「島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会」を開催し、環境放射
辺環境安全対策協議会の	線等の調査結果の把握と県民への周知を図ります。
開催	

2-4-2. 原子力広報の充実による県民理解の向上

原子力について住民の理解を深めてもらうため、関連施設の見学会や原子力講演会の開催、 さらに、広報誌等による普及啓発や環境放射線等測定結果及び安全確保対策などに関する情報 提供を行います。また、広報普及体制を一層充実するとともに、関係職員の研修を積極的に行 います。

2-4-3. 原子力災害を想定した防災体制の充実

原子力防災訓練を定期的に実施し、より多くの関係者の参加を推進するとともに、関係機関と連携し、原子力災害時の防護対策等が迅速に実施できるよう、防災体制の充実に努めます。

環境指標

項目		現況		目標	
〇島根原子カ発電所に起因する発電所周辺の放射線量	mSv	H21	0	毎年度	0.05 以下
〇原子カに対する理解を深める活動					
·原子力広報誌 年間発行回数	回	H21	5	毎年度	4 以上
·原子力施設見学会 年間開催回数	回	H21	9	毎年度	4 以上
·原子力講演会 年間開催回数	回	H21	1	毎年度	1
·原子力防災訓練 年間開催回数	回	H21	1	毎年度	1

私たちにできること

県民	・ 原子力及び安全協定等に関する理解の深化 など
NPO 等	
事業者	・ 関係法令や安全協定の遵守 など
行政 (県及び市町村)	 ・ 安全協定の厳格な運用 ・ 原子力発電所周辺環境放射線等測定調査の実施及び、調査結果の把握・県 民周知の実施 ・ 原子力についての県民理解を深める広報活動の実施 ・ 防災訓練の実施による防災体制の充実 など

原子力防災訓練

